各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)御中

環境省環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画作成について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼 申し上げます。

さて、令和2年3月4日付け環境省環境再生・資源循環局長通知(循環適発第2003044号)(以下「3月4日通知」という)にて、「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月)において、災害時を想定したものではあるが、市町村は一般廃棄物処理事業を継続するための事業継続計画を一般廃棄物処理計画等に反映することとしており、また、市町村は一般廃棄物の統括的責任を有することから、市町村及び一般廃棄物処理業者における個人防護具の確保を含む感染防止等の事業継続のための取り組みに努めること」と通知したところです。廃棄物の処理は、日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められています。

環境省では、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」¹(平成21年3月。以下「ガイドライン」という)を策定した際に、「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」(以下「継続計画作成例」という)²を公開しております。新型コロナウイルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画の作成も、当該継続計画作成例を活用して可能であると考えられます。

つきましては、継続計画作成例の内容を一部変更したものを別添のとおり共有しますので、別添をご参考に新型コロナウイルス感染症を想定した、市町村での廃棄物処理事業継続計画作成の検討や、事業継続に必要な個人防護具等の確保状況の確認等について、貴管下の市町村に周知いただきますようお願いいたします。

¹ https://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/guideline.pdf

² https://www.env.go.jp/recycle/recycle/misc/hinagata_sityouson.pdf

一 新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画の作成 について

日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラである 廃棄物処理事業を安定的に継続するためには、危機管理体制や感染防止策、 事業継続に必要な人員及び物資の確保等をあらかじめ検討することが有効 であると考えられます。 3月4日通知の趣旨を踏まえ、市町村と一般廃棄 物処理業者が協力して、新型コロナウイルス感染症発生時の廃棄物処理事 業継続計画を策定した事例の報告もありましたが、別添の「新型インフル エンザ・新型コロナウイルス感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画作成 例」をご参考にして頂くことにより、改めて、新型コロナウイルス感染症 を対象とした廃棄物処理事業継続計画の作成をご検討ください。

二 廃棄物処理事業の継続に必要な個人防護具等の確保について

ガイドラインにおいては、感染防止策として「手袋、マスク等の個人防護具の使用」や運搬車両、施設等の「定期的な清掃及び消毒の実施」などを想定しており、これは一般廃棄物の処理が安定的に継続されるために有用であると考えられます。また、労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第32号)第592条の5により、「廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務」等に係る作業には原則として化学防護服等の適切な防護具の使用が必要とされています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、手袋、マスク、化学防護服等の個人防護具並びに消毒液(以下、「個人防護具等」という)が手に入りにくい状況が続いておりますが、特に市町村は、一般廃棄物の統括的処理責任を有することから、市町村及び一般廃棄物処理業者における個人防護具等の備蓄状況の確認や、必要数の確保等、事業継続のための取組に努めてください。特に、労働安全衛生規則等に基づき化学防護服の着用が求められる作業を実施する際に、化学防護服が不足することとなれば、焼却施設の日常点検、定期点検等の作業の実施に大きな支障が生じることも想定されます。市町村のみならず、日常点検、定期点検等の作業を委託する事業者における化学防護服の確保状況を確認し、日常点検、定期点検等の作業の実施に支障が生じないようご配慮をお願いします。6月までの間で、化学防護服等の不足により、事業継続が困難となるような事態が予見される場合は、余裕をもって環境省へご相談ください。

(参考)

経済産業省ウェブページ 布製マスクの洗い方動画を作成しました https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html 経済産業省ウェブページ 新型コロナウイルス感染症対策についてわかりやすく紹介する動画を作成しました

https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200324002/20200324002.html

三 状況に応じた、個人防護具等の使用状況等の見直しについて 労働安全衛生規則第592条の5においては、「ダイオキシン類を含む物の 発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシン類を含む物の 発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない」とさ れているところ、当該規定を参考の上、個人防護具等を真に必要とする作 業であるかを見定めること。また、個人防護具等の使用枚数を節約するこ とにより、個人防護具等を真に必要とする作業が滞ることのないようご協 力をお願いします。

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 菊地、越智、用品 TEL 03-5501-3154 (直通)、FAX 03-3593-8263 E-mail hairi-haitai@env.go.jp



労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)

第三十六条

 $(- \sim \Xi + \Xi \quad \mathbf{B})$

三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。)三十五 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

三十六 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の 解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う 業務

(以下略)

第五百九十二条の二 事業者は、第三十六条第三十四号及び第三十五号に掲げる業務を行う作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における空気中のダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)の濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、第三十六条第三十六号に掲げる業務に係る作業を行うときは、 当該作業を開始する前に、当該作業に係る設備の内部に付着した物に含まれ るダイオキシン類の含有率を測定しなければならない。

第五百九十二条の五 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業に労働者を従事させるときは、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシン類の濃度及び含有率の測定の結果に応じて、当該作業に従事する労働者に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用させなければならない。ただし、ダイオキシン類を含む物の発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシン類を含む物の発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項の規定により保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。